

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2016年12月9日（金）

第698号 本号6頁

12・6 秘密保護法廃止！「12・6を忘れない6日行動」

秘密保護法の強行採決から3年となる12月6日昼、「秘密保護法」廃止へ！実行委員会は国会前行動、夜には「市民の集い」を取り組み、参加者は秘密保護法廃止、共謀罪国会提出阻止を広くアピールするとともに決意を固めました。

12時から開かれた国会前での「12・6『秘密保護法』廃止へ！国会前行動」には40人が参加。駆けつけた日本共産党の清水忠史衆院議員、民進党の近藤昭一衆院議員・小宮山泰子衆院議員、社民党の福島瑞穂参院議員があいさつしました。各議員は「戦争法と一体の秘密保護法を廃止させよう」、「共謀罪を通常国会に提出させてはいけない」と、TPPや年金問題等などの悪法めぐる安倍政権の下で繰り返されている民意を聞こうとしない無法で乱暴な国会の状況を報告しました。

さらに、「解釈で憲法9条を壊すな」の高田健さんを始め、秘密保護法の廃止をめざす川崎の会、憲法会議、出版労連、盗聴法廃止ネットワーク、共通番号いらないネットの各団体の代表が秘密保護法廃止、戦争法廃止、発動許すな、共謀罪国会提出阻止を訴えました。

夜の「話し合うことが罪になる 共謀罪の国会提出を許さない！市民の集い」に80人

この日18時45分からは、「秘密保護法強行採決から3年 『12・6を忘れない6日行動』 話し合うことが罪になる 共謀罪の国会提出を許さない！市民の集い」が文京区民センターで開催されました。

集会では、「共謀罪と監視社会について考える」とのテーマで、平岡秀夫氏（元法務大臣、日本弁護士連合会共謀罪法案対策本部委員）が講演しました。平岡氏は、共謀罪とは「複数の人が、具体的な犯罪の実行を合意しただけで成立する犯罪」との説明からはじめ、「国際的な組織犯罪の防止に関する条約」別名「国際越境犯罪防止条約」「TOC条約」批准に必要として共謀罪が提案されてきた。しかし、条約は「自国の国内法の基本原則に従って必要な措置をとる」と求めているに過ぎず、また、条約が定める重大犯罪のほとんどについて、現憲法で予備罪、準備罪、ほう助犯、共謀共同正犯などの形で共謀を犯罪とする措置がすでにとられている。従って、共謀罪など何らの新規立法を導入せずともTOC条約を批准することは可能と述べました。

その後、平岡秀夫さんと海渡雄一さん（秘密保護法対策弁護士）が「共謀罪、秘密保護法、盗聴法で進む日本の監視社会」とのテーマで対談。二人は共謀罪法案が一番審議された2006年当時を振り返るとともに、通常国会に提出させないためにはどうたたかえばよいかを語り合いました。その点では、「日弁連の若い弁護士が増え、共謀罪のたたかいを知らない弁護士が増えてきているし、国会議員も同様だとして、国会議員に共謀罪の何が問題か知ってもらうことが必要であり、市民が呼びかけた国会議員の学習会を開催することなども必要だろう」と話しました。

その後、米倉洋子さん（日本民主法律家協会）、高田健さん（解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会）、木村広さん（出版労連・書記長）、宮崎俊郎さん（共通番号いらないネット）、鈴木猛さん（国民救援会）が発言。「3年前の強行採決の悔しさを忘れない」「秘密保護法廃止にむけたたたか

いが、戦争に向けての新たな動きを止めることになる」「共謀罪を通常国会に提出させない、今がたたかい時」などと、各団体のとりくみと決意を語りました。集会には80人が参加しました。

【「集い」での講演、対談、発言などの要旨は4～6ページ】

群馬の自衛隊募集HP「これで、飛行機が…落とせるの??」 と言葉添え、中学生の職場体験写真掲載

東京新聞やNHK等の報道によると、群馬県で自衛官の募集業務などを行う自衛隊群馬地方協力本部（群馬地本）が自衛官募集のホームページ（HP）に群馬県内の中学生が自衛隊で職場体験した際の写真を掲載し、問題視した高崎市中学校長会が10月に削除を要請していたことが、同校長会への取材などで分かりました。群馬地本は要請を受け、写真などをHPから削除しました。

太田市議会の一般質問で11月、ホームページの内容をコピーした資料をもとにこの問題を取りあげた市議によると、HPの「職場体験だより」の項目で、昨年から今年にかけて前橋、太田、高崎などの中学生が自衛隊駐屯地などで職場体験をしている様子を紹介。近距離ミサイルの操作方法を学べる前で敬礼したりしている生徒の写真が掲載され、「将来は自衛隊で決まり」「射撃は難しいな～」「これで、飛行機が…落とせるの??」などと言葉が添えられていました。

太田市の渋沢啓史教育長は市議の質問に「資料を見てびっくりした。HPは意図的で、写真のつぶやきは子どもの声とはおよそ考えられない。実態と違う」と答弁しました。

高崎市中学校長会の会長を務める市立豊岡中・戸塚太重校長は「（自衛官募集の）ホームページに生徒の写真に掲載するとは聞いていなかった。バイクに三人乗りしている写真も使われ不適切と判断して文書で削除を要請した」と話しました。

群馬地本広報班の担当者は「高崎市の中中学校長会から『自衛隊から勧誘されているという誤解を招きかねない』との要請があったため削除した」と話しています。写真の掲載自体は了解を得ていたとの認識だとし、昨年度は約400人の県内の中高生が職場体験をしたとも語っています。



各地のとりくみ

明治大学 学生・院生 憲法の魅力を伝えようと憲法講演会を開催！

「安保法制に反対するオール明治の会」（オール明治の会）の院生や学生が主催して、講演会「憲法～なんで変わるの？変わるとどうなるの？」が、東京都千代田区で開催されました。テーマや講師を決めることから、当日の運営まで院生や学生が中心となって行いました。学生30人余りを含め多くの参加者が講演に聞き入りました。

講師の伊藤真弁護士は、憲法は個人を尊重し、国家権力を制限するものだとして述べ、自民党改憲案では「国防の義務や『日の丸・君が代』の尊重義務など、新たに10の義務を国民に課しています。国民を支配する道具に憲法を変質させるものです」と批判しました。

トークセッションで司会を務めた法学部2年の学生は「戦争が近づいていて怖いと感じる。できることはたくさんある。今の憲法のすばらしさを周りの人に伝えていきたい」と述べました。

主催者のメンバーは、「オール明治の会」の教員の協力を得て、授業の前に講演会への参加を学生に呼びかけました。主催者の一人の文学部3年の学生は、「昨年9月の安保法の強行採決後、学習会を続けてきました。参加してくれる学生がだんだんと増えています。続けていくことが大事です」と語りました。

民医連 青森で宣伝行動12年、長野では100回目のスタンディング

青森 **9条25条訴え12年** 青森保険生協、八戸医療生協、社会福祉法人虹、あおもり健康企画
「憲法9条を守り25条で生きる！」と毎月9日と25日に行ってきた街頭宣伝が11月9日で12周年を迎えました。

安倍政権は9条改憲の動きを強め、紛争が続く南スーダンで活動する自衛隊への新任務付与と戦争法の本格発動を狙っています。一方で医療、介護、年金など社会保障改悪を打ち出しています。いのち、平和、社会保障を守るため、これからも続けていきます。(佐々木真人、事務)

長野 **「戦争法反対」100回** 中信勤医協有志

11月9日、松本協立病院、巾上ひまわり薬局、中信勤医協の有志で、戦争法反対のスタンディング「100回目に100人立つ！」を実行しました。戦争法成立直後から毎週水曜の朝、雨の日も雪の日も欠かすことなく続けてきました。当日は目標を大幅に超える160人以上が参加し、平和への思いをアピールしました。

ちなみに100人目は協立病院九条の会代表の鈴木真美医師でした。(深田まゆ美、事務)

(民医連新聞 12月5日号より)

新婦人 **県本部委員会の昼休み等に、愛媛では街宣、長崎では自衛隊パレードに抗議**

愛媛 **南スーダンから自衛隊は撤退を** 県本部 水野真理子

青森の陸上自衛隊が南スーダンに派遣される11月20日、県本部委員会の昼休みに抗議の街頭宣伝をしました。18人が参加し、「自衛隊員の命を守れ！南スーダンから撤退を」と書いた横断幕を掲げてリレートーク。宣伝をした商店街の入り口では、イベントにきた親子連れや観光客もたくさんいて目立ちました。

信号待ちをしていた人の中には、私たちの訴えに耳を傾けてくれる人もいました。会員らは「なかなか報道されないので、たくさんの人に知ってもらい声を上げていきたい」と話していました。

長崎 **自衛隊パレード 沿道に立ち抗議** 大村支部 高村恵子

「守る。仲間を、未来を、この国を。」と銘打って、陸・海・空の四部隊合同自衛隊記念日行事がありました。大村駐屯地では、記念式典などの行事に市民を運ぶマイクロバスまで手配し、「子ども広場」や武甲機動車の試乗会等の催し物までありました。

14時30分から、県本部委員会が開かれている建物のすぐ前を自衛隊パレードが通るということで、会議を中断し、「9条を守れ」のプラカードや戦争反対の横断幕などを持って沿道に立ちました。隊員は顔を黒く塗り、迷彩服で行進。地对空ミサイルホークを乗せた軍用車両やレーダーを搭載した車両などが30分続き、市民は道路を横断もできません。さながら戦争前夜、これが9条のある日本の光景なのかと目を疑いました。「改憲ストップ、戦争法廃止、平和を守る新婦人」、ますます気を引き締めていかねばと痛感しました。(新婦人しんぶん 12月8日号より)

母親大会連絡会

アジア・太平洋戦争開始75年の8日、各地で「赤紙」配り不戦の訴え

茨城 **召集令状(赤紙)を配布し、駆けつけ警護の危険性を訴える!**

茨城県母親大会連絡会などは8日、水戸市内で復刻した召集令状(赤紙)を配布しながら、南スーダンPKOの駆けつけ警護の危険性を訴えました。10人余りが参加。同連絡会の河野恭子代表委員らが、戦争法を強行した安倍政権を批判。南スーダンに駆けつけ警護で派遣された自衛隊員が「殺し殺される」先頭に巻き込まれる危険性を指摘し、「憲法違反の戦争法を廃止させよう」と呼びかけました。署名に応じた人たちは「父が戦地に行きました。真珠湾攻撃の話聞いたことがあります」、「安倍がやっている政治はとんでもないものばかり」などと話しました。

千葉 **2人の子ども連れで初めて参加した女性を含め29人で「赤紙」配布・宣伝**

千葉県母親連絡会は、JR千葉駅前で6団体29人が参加し、リレートークしながら約1時間で「赤紙」ビラ600枚を配布しました。参加者はリレートークで「先の戦争では「赤紙」と呼ばれる召集令状で、国のために命をささげることが強制されたのです。子どもたちを二度と戦争の犠牲にすることのないように望みます」「政府は戦争法を強行し、南スーダンPKOに自衛隊を派遣しました。平和憲法に違反する悪法は母親として絶対に容認できません」などと訴えました。

2人の子ども連れて初めて参加した女性(40)は、「少しでも多くの人たちに安保法制(戦争法)の危険性を伝えたい」と懸命にビラを配っていました。

ビラを受け取った女性(84)は「あの悲惨な戦争を体験した一人として、安倍さんが強引に安保法制(戦争法)を成立させたのは許せない」と話しました。

「秘密保護法強行採決から3年 『12・6を忘れない6日行動』 話し合うことが罪になる 共謀罪の国会提出を許さない！市民の集い」(12月6日 文京区民センター 「秘密保護法」廃止へ！実行委員会主催) <講演、対談、発言要旨>

☆講演「共謀罪と監視社会について考える」

講師 平岡秀夫氏(元法務大臣、日本弁護士連合会共謀罪法案対策本部委員)

はじめに(概説)では、共謀罪とは「複数の人が、具体的な犯罪の実行を合意した

だけで成立する犯罪」と説明し、2000年11月に国連総会で採択された「国際的組織犯罪防止条約」に登場し、我が国は原署名国だが、国会で承認されておらず未締結。批准するために共謀罪創設が必要と言われて来たが、創設しなければならないのか、どう議論されてきたのか、見ていきたいと語った。

「共謀罪とは何か」では、「国際的な組織犯罪の防止に関する条約」別名「国際越境犯罪防止条約」「TOC条約」「パレルモ条約」について説明した。そして、TOC条約第5条の共謀罪と参加罪について、また、条約の目的が対マフィアを念頭に、薬物や銃器の不正取引などの犯罪行為の防止・摘発についての国際的協力を推進するものと説明した。

さらに、政府は2003年に批准に向け、組織的犯罪処罰法の一部改正し、「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者」は処する、「自首した者は、刑を軽減又は免除する」等とした法案を提案したと説明。

「共謀罪の問題点と立法方針」では、①共謀罪の問題点、②共謀罪と通信傍受法等改正、③TOC条約の立法ガイド、について説明した。その中で、共謀罪は近代刑法理論にそぐわないものであり、社会を委縮させるものであると語った。

「民主党(当時)の対応」では、①2006年に民主党が政府案の「団体の活動」を「組織的犯罪集団の活動」とする等の修正案を提出した。②それに対して与党が「丸呑み」を申し出た。いつ強行採決かと身構えたが、「閣議決定をひっくり返せ」と丸呑みの矛盾を主張したこと、さらに小泉首相が強行すべきでない判断したのか、避けられた。③民主党は2009年に「共謀罪を導入することなくTOC条約の批准手続きを進める。条約は「自国の国内法の基本原則に従って必要な措置をとる」と求めているにすぎず、また、条約が定める重大犯罪のほとんどについて、我が国では現憲法で予備罪、準備罪、ほう助犯、共謀共同正犯などの形で共謀を犯罪とする措置がすでにとられている。従って、共謀罪を導入せずともTOC条約を批准することは可能」と方針変更したと、説明。

「検討課題」では、①法務大臣時代の指示について語り、②我が国現行法の評価として、具体的な罪をあげて、それに対する教唆犯、ほう助犯、共謀共同犯があることを説明。③条約の留保ができることを語り、④米国、ウクライナ等のTOC条約締結国の具体的な留保の実態を語った。

方針では、TOC条約第34条と「立法ガイド」で「自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置をとる」としており、我が国の現行法は第5条の共謀罪(合意内容を推進する行為を伴うもの)及び参加罪の一部に相当する犯罪を整備済みであり、したがって、何らの新規立法をすることなく、TOC条約の締結(批准)をすることは可能である。必要があれば、一部について留保や解釈宣言を行えばよい、と話した。

☆対談 平岡秀夫さん×海渡雄一さん（秘密保護法対策弁護団）「共謀罪、秘密保護法、盗聴法で進む日本の監視社会」

海渡さん 共謀罪法案が一番審議されたのが2006年。二人があったのは2005年。当時野党筆頭理事だった平岡さんに初めて会い、「修正していただけないか」と話したら「そんなことで良いのか」と言われ、一緒に反対するようになった、と出会いにふれ、「共謀罪に反対したいと思ったのは？」と質問。

平岡さん 郵政民営化選挙後に、法務委員会に入った。資料を読むと、前任者たちが激しい論争していた。松野登さんが資料を持ってきてくれた。

海渡さん 2006年の春にいよいよ強行採決か、という雰囲気の際に参考人質疑が行われ、櫻井よしこさんが出て、当時は我々と同じことをしゃべった。実は、その前に櫻井さんに呼ばれて2時間ほどレクチャーした。

平岡さん 櫻井さんは日本が培ってきた法の原則、物の考え方が大切だ。共謀罪は日本にあわない、日本の道徳に「密告」などあわないと述べていた。

海渡さん 2006年民主党案を丸呑みされそうになった、あの時強行採決されそうだった。

平岡さん 最後は小泉首相の判断、官邸から「強行はダメ」との指示があったのではないか。

海渡さん 河野議長と小泉首相で話し合っ、止めておこうとなったと聞いた。丸呑みされそうになった時に、平岡さんが「閣議決定をひっくり返せ」と言ったことが大きい。

海渡さん 話を切り変えて、通常国会でどうたたかえばよいか、考えを聞かせてください。

平岡さん 日弁連の若い弁護士が増え、共謀罪のたたかいは知らない者が増えてきている。国会議員も同様で、国会議員に何が問題か知ってもらうことが必要である。市民が呼びかけ、国会議員の学習会を開催することなども必要だろう。

海渡さん どういう陣地を築いたら、共謀罪を食い止められるか。条約の批准のために仕方なく作るものであり、使わない法律と言ってきた。これがテロ対策としてバンバン使うことが必要だとなって来ている。

平岡さん どうしてこうなって来たかを考えると、民主党政権があまりにも期待外れ。「安倍政権は民主党政権より良い」との評価があって、安倍の支持率が低くなってもすぐ高くなる。それを断ち切らねばならない。今回の共謀罪に若者が監視社会にはしてはいけないと立ち上がる機会になればよい。

海渡さん 治安維持法を勉強しているが、成立時は「基本法であり、絶対乱用することはない。ご安心ください」と言っていたが、どんどん拡大解釈、解釈が変更された。共謀罪を入れても乱用することはありませんと、国会議員をだましています。

平岡さん ひとつ言っておきたい。共謀罪の共謀罪があるのではないか。「4年以上の罪」は619、「5年以上の罪」だけでも500以上で共謀罪が成り立つ。「殺人の話し合いのために集まりましょう」と「共謀することを話し合いましょう」だけで共謀罪となるのか。今扱っている静岡の事件では「密室の行為による黙示の共謀」が主張されている。特定秘密保護法にも共謀罪がある。

海渡さん 3月頃までに、二人で共謀罪に本を出版する。

☆発言

米倉洋子さん（日本民主法律家協会） 協会として総力をあげて国会に上程させないとりくみをすすめている。治安維持法との共通に関心がある。治安維持法については1925年に帝国議会で反対の議論があったが、乱用しないとしたが、どんどん拡大して行った。平岡さんの話を聞き、共謀罪の共謀罪ができるのではないかと思った。市民・法律家7団体共催で15日に、「刑訴法等改悪と共謀罪—えん罪はさらに増える—」との集会を開催する。

高田健さん（解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会） 12月6日ということで、3年前の12月6日を思い出す。あのたたかいは大きな意味を持つ、幅広い実行委員会がつくられた。秘密保護法反対のたた

かいが総がかり行動実行委員会の結成に繋がった。強行成立後も廃止する法案を出し、6日の行動としてたたかってきた。戦争法が強行されても、19日の行動、2000万署名とたたかいが今なお続いている。それで市民連合ができ、参院選をたたかった。総選挙では4野党が結束すれば60議席を減らせるとの話が出ている、大きく議席を減らせば、安倍の進退問題になるだろう。安倍政権を倒すためにも衆院選にも挑戦しよう。

木村広さん（出版労連・書記長） 共謀罪の危険性、本当に危ないものだと感じた。一旦入ると、拡大され悪くなり、私たちの出版の仕事が壊され、脅かされるものになる。治安維持法も拡大解釈されて行った。憲法の問題としても大きなものがある。国会の答弁の薄っぺらさに危険性を感じている。特定秘密保護法のデモがどんどん広がって行き、戦争法ではさらに広がった。出版の仕事を守るためにも、国会提出させないよう頑張っていきたい。

宮崎俊郎さん（共通番号いらぬネット） 2020年が監視問題のターゲットとなっている。2019年には8700万枚のカード発行を政府はめざしている。「書かない番号、持たないカード」を合言葉にたたかっている。強制が強まり、番号を書かないと採用しない会社が増えている。ある種の踏み絵となっている。カードを持つと、番号法には規制されていない。今後、カードを持たないと不利になるようにするだろう、たとえば保険証としてカードを使わせるとか。文科省の職員になるにはカードを持っていないと採用されない事態となっている。

鈴木猛さん（国民救援会） 安倍の暴走を止められるのかと思うが、年金・カジノ等の世論調査では多くの国民が圧倒的に反対している。国民に信頼されていない。このようなもつで、国民を日常的に監視したいと思っているのではないか。共謀罪ができると、犯罪の予防として社会を監視できるようになり、監視は委縮させ、同調をもたらす。大きく広がってきた市民の共闘に依拠してたたかいたい。自由法曹団、全労連、国民救援会の3者で「共謀罪（テロ準備罪）法案の国会提出に反対する要請署名」にとりくんでいる。ご協力ください。

☆閉会あいさつ 前田能成さん（「秘密保護法」廃止へ！実行委員会）

3年前の強行採決の悔しさを忘れない。今日は昼に国会前で40人が参加し、アピールして来た。この場には70人が参加してくださった。秘密保護法、共謀罪、共通番号制等を考えると、戦前の体制と重なってくる。私たちのたたかいが、戦争に向けての新たな動きを止めることになる。今後、情報監視審査会に対する働きかけも行っていきたい。来年も引き続きたたかいて行きましょう。